

○鴨川市特別職報酬等審議会条例

平成17年2月11日

条例第39号

改正 平成19年3月28日条例第2号 平成20年9月30日条例第21号

平成24年3月23日条例第2号 平成27年3月24日条例第5号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、鴨川市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料額について審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員6人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市の区域内の公共的団体等の代表者 3人

(2) 識見を有する者 3人

3 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 前条第2項第1号に規定する委員は、諮問の都度委嘱し、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 前条第2項第2号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員の補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年2月11日から施行する。

附 則(平成19年3月28日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号。以下「改正法」という。)

附則第3条第1項の規定により本市の収入役がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正前の鴨川市特別職報酬等審議会条例及び鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成20年9月30日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月24日条例第5号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 第3条の規定による改正後の鴨川市特別職報酬等審議会条例第2条の規定は、改正法による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第3条に規定する教育長の給料額について適用する。